

第二回國會議院 治安及び地方制度委員會會議錄第二十九号

昭和二十三年五月十八日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 小森三郎君 理事 松野 頼三君

理事 門司 亮君 理事 矢尾基三郎君

理事 酒井 俊雄君

大澤嘉平治君 大村 清一君

川橋静治郎君 中島 守利君

笠原 貞造君 矢後 嘉藏君

松澤 兼八君 松谷天光君

高橋 長治君 加藤吉太夫君

出席政府委員

總理府事務官 鈴木 俊一君

運輸政務次官 木下 榮君

運輸事務官 大久保武雄君

委員外の出席者

専門調査員 有松 昇君

常任委員会 吉田嘉市郎君

調査事務官 吉田嘉市郎君

五月十八日 川橋静治郎君が理事を辞任した。理事中島茂喜君及び川橋静治郎君の補欠として坂口主税君及び千賀康治君が理事に当選した。

五月十二日

監査委員制度の確立整備に関する附議(坂東幸太郎君紹介)(第七五四号)

閣行爲總論に関する附議(坂東幸太郎君紹介)(第七七八号)

同月十四日

警察制度改革に伴う増加経費國庫負担の附議(上林山榮吉君紹介)(第八六七号)

消防用資材優先配給の附議(上林

山榮吉君紹介)(第八六九号)

義務教育費及び警察費全額國庫補助の附議(上林山榮吉君紹介)(第八七六号)

の報告を本委員会に付託された。本日會議に付した事件

理事の補欠選任に関する件

小委員選定に関する件

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第四一七号)

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)(第五六六号)

提出(第五六六号)

消防法案起草に関する件

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員会を開会いたします。本日の日程は、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四一七号)海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、第五六六号)會議に付する事件が、消防法案起草に関する件であります。まず先に、海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案を議題に供します。政府から説明があります。木下政務次官。

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案

第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五百五十六條第五項中「航行施

設、氣象官署、水路官署」を「氣象官署、海上保安廳の基地施設、通信施設、航路標識及び水路官署」に改める。

第二條 ホツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基き第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令(昭和二十二年政令第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五項から第七項までを削る。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行し、海上保安廳法施行の月(昭和二十三年五月一日)からこれを適用する。

○木下政務次官 ただいま議題となりました海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案について、提案の理由を簡単に御説明いたします。

現在地方自治法第五十六條第五項におきましては、航行施設、氣象官署、水路官署、これを規定してあるのですが、航行施設及び水路官署は、今回海上保安廳に統合せられました結果、海上保安廳といつたしましは、このほかに巡視船の整備補給等第一線の活動に関する事務のみを行い、何らの行政的監督の機能を有しない基地施設及び海上保安廳の迅速靈活な任務遂行のためには通信連絡の用に供せられる通信施設を有するものでありまして、これらのものをも同様に取扱うのが適當であると考へますので、航路標

識及び水路官署が海上保安廳に統合されましたことによつて地方自治法第五十六條第五項の整理の意味合をも兼ねまして、この法律案第一條の規定を設けた次第でございます。

次に掃海及び旧海軍艦船の保管に関する事務について、御説明いたします。と、これらの事務は、さきに連合軍最高司令部警務に基き第二復員局の解体に伴ひまして、ホツダム政令第三百二十五号により、運輸大臣の管理のもとに運輸省海運總局及び海運局の所管に属しておつたものであります。今回海上保安廳の所管となりましたので、ここに同省間の法律的調整の必要上、この法律案第二條の規定を設けた次第でございます。

以上この法律案の提案理由を簡単に御説明いたしました次第であります。何とぞ慎重に御審議あらんことをお願いいたします。

○大久保政府委員 ただいまの政務次官の御説明に若干補足をいたしたいと思ひます。

先般当委員会におきまして、海上保安廳の地方機構でありますところの保安本部、並びに保安部を設けますことにつきましては、御承認を得ます案につきましては、御承認を得たのであります。同はさらにそれよりも下級の施設と申しますか、保安本部はこの前御説明いたしましたように全國に九箇所ござります。その下に保安部が十五箇所ござ

います。さらに地方におきまして九十箇所の海上保安基地を設ける予定でございます。これは主として船舶の任務遂行に必要な諸般の補給をいたす基地といたしたいと思へておる次第でございます。保安部という名前をもつてこれを呼びたいと思へておる次第であります。さらにまた海上保安廳の活動の必要のために、全國に通信施設を置きまして、船舶基地及び中央との連絡通信をいたす予定であります。この施設と、それから航路標識は燈台あるいはその他のブイ、その他必要なる航路標識、さらに水路関係でいろいろな水路官署が全國にござります。これらの施設は行政機能に基き密着した機能をもつものではございまして、ほとんど全体の海上保安業務を行う一つの現場的業務を行つております。これらの設置変更等につきましては、他の諸業務と氣象官署あるいは航行施設、あるいは病院、通信官署、鉄道駅等と並びまして、これを例外として設置変更の点に弾力性をつけさせていただきたい、かような点でございます。

なおまた第二の点は、従来の艦船端海の業務を海運總局において取扱つておりましたが、今回海上保安廳ができてまして、それに吸収いたしまして、海上保安廳の施行令以下で必要なる事項を規定することに相なつております。その方から吸収していただまして、こちらの方からは例という調整をいたした次第であります。はなはだ簡單であります。補足させていただきます。

ても説明をいたしましたし、また海上保安廳法にも規定してありますように、海上保安廳は絶対に海軍の復活ではありませんし、また軍隊としてこれを再組織する意味合は絶対にないであります。海上保安廳は、日本の沿岸における貿易、密入國の現状に照らしまして、これを守るといふことは日本のやむを得ざる必要に出た治安上の問題であります。また海上保安廳の船舶といたしまして、現在の船舶はほとんど武装をいたしておりません。この点は保安廳法にも明らになつております。また海上保安廳は、治安任務のほか、航海の安全に関する燈台水路、あるいは機雷の除去というような、世界の人類と平和に貢献する職務をもつております。私どもの任務は、日本の海上における必要なる警察行為を遂行することと併せまして、世界の福利に貢献するという文化的使命をもつてゐるのであります。かような意味におきまして、極東委員会、対日理事會等におきまして論議せられました点も、一部誤解に基いてゐると思つております。いづれ私どもの今後における平和的な活動が、何よりも事実をもつて、海上保安廳が極東委員会の危惧せられるようなものではないといふことが説明せられるだらうと思つてゐる次第であります。

○松澤(衆)委員 長官から今たいへん遠慮深い、消極的な方面のお話がありました。私も委員から囑託を受けまして、神戸地方に参りましたときに、多少この法案審議の關係もありまして、ちよつと開離になりました直後の神戸海上保安本部にお伺ひいたしました。いろいろ事情を承つたのであります。ところが、実際はかえつて私どもから言わせますならば、もつと關係方面の御了解を得て、武器を十分備えつけなければなりませんし、またあるいは保安官の人数も増やさなければならぬといふような感じをもつて歸つたのであります。話を聴きました一例を申し上げますと、向うでは小型の大砲をもつてやつてまいりまして、こちらの監視船の方へ向つて発砲する。それが恐ろしくてさへ寄れないというやうなことで、あるいは連力が非常に早いために、追跡していつても追いつけないといふやうな話を聴きました。またたとえば開港汽船の別府航路などにおきましては、いわゆる町のほうに賭博場といふものが、陸上の取締りが非常にきつたために、別府航路の船に乗りまして、はなはだしい場合は、神戸から三組、別府から二組、高松あるいは高浜などからそれぞれ一組を乗せまして、それ／＼航路の区間を隔つて賭博を開帳し、二等、一等のサロン船室を占拠して、はつたり賭博を開帳する。突如、船に乗りつゝ船長やその他の者はこれに対して何ら手を加へることができない。それは陸上の警察官に取締つてもおろすとすると、海上保安官から通知があつて取締りの依頼を受けなければ、取締ることができないといふやうな状態である。やむを得ないので、最近一人の公安官が船に乗つて、たとえば神戸の水上警備の人たちに應援してもらつたといふことで取締りでもしなければだめである。結局、一度、取締りをしようと思つておりました警察官が、船から海へ投げこまれてしまつたといふやうなことで、しみじ

み武力のない取締りの困難であるといふことを痛感しておられたのであります。さういつた取締りの手薄に乗じて、町のギャンブルの人たちが船に乗つてまゐりまして暴行を働くといふやうなことは、その責任である海上保安業務の大きな問題であると思つてであります。現在には過渡的な時期でありますから、さういつた取締りの不円滑というやうなことは、当然予想されるわけでありまして、さういつた、いわば邪惡の芽がやうやく出てきたときに、これを今のうちに摘み取らなければ、後になつて海上保安がどんなにがんばつても、ぐあいが悪いといふやうなことになるのであります。その点私どももいたしましては、法案審議の際に、船のトシ数、速力、あるいは武装というやうなことについていろいろと御注文申し上げたわけでありまして、關係方面の意向もあつて、その点はわれ／＼の力で修正することはできないといふ結果になつたのであります。陸上の警察の場合でもやはりさうであります。最近において政府では警察制度の運営なり、あるいは根本的な機構の改正なりといふことを審議し、またそれに関連して増員及び裝備という点も審議してゐるということを聞いております。どこまでも私も治安を確保するといふ建前はこの尊重しなければならぬのであります。これが陸上において、海上においても、軍隊の再編といふことであつてはならないことは申すまでもありません。しかし法案審議の際にも、非常にそこが弱點であると考へられておりました点が、やはり實際運営にあつても弱點になる。陸上に

が起つたと同じように、海上においてもさういふ不祥事件が起らないとも限らないのであります。法案の中には一定のわくがあつてそれ以上海上保安力といふものの補充はできないと思ひますけれども、實際上將來何らかの了解を得られるものならば、さういふ方面にさらに御努力をお願いしたいといふことを痛感して歸りましたので、ただいまの委員長の御質問に対する開題の意見として申し上げる次第であります。

○大久保政府委員 ただいま松澤委員から御指摘をいただきましたが、松澤委員の指摘されました点は、まことに事實でありまして、私どももこの点はなほなほ残念に存じております。第一点として、海上保安廳の船舶を増強すべきではないかという御意見につきましては、私も先日まで阪神方面に参つておりましたが、神戸及び大阪におきましては、官民をあけて瀬戸内海における巡視船を増強してもらいたいといふ希望が聞かれたのであります。この点につきましては、私どもも極力現地の御意見を体しまして、必要なる巡視船の増加方につきまして、目下考究いたしてゐる次第であります。

第二点の内地における治安の現状につきまして御発言がございましたが、最近瀬戸内海における客船におきまして、いろいろ集團的な暴行、賭博事件が起つておりますことは、事實のようでありまして、この点につきまして陸上の警察が十分海上に伸びていないといふ点も、また事実のようであります。そこで現在海上保安官は、客船に配属し得るだけの人員を整備しておりますが、瀬戸内海における今後の情勢が

らいたしまして、内海航路その他必要な客船に保安官を配乗させるという時期が、あるいは到来するのではないかと、少くとも瀬戸内海における所要船舶につきましては、公衆の安全を維持するために、保安官の配乗を即時断行する必要に迫られるかもしれないと思つております。この際におきまして、現在保安官は、また武器を裝備してありません。かようなわけで、陸上の警察の武装警官の應援を得まして、海陸の警察業務が眞に共同いたしましたして内海の治安維持に當るといふ時期が参ります。さういふ、また海陸の共同作業の一つの試験になるかもしれないと私は考へております。つきましては、一日も早く法律に許された海上保安官の武装を速やかにいたしたい、かように考へておる次第であります。なおまた將來に對する措置につきましては、今後起るべき海上の治安の動向とにらみ合わせまして、要すれば必要なる了解を遂げまして、新日本の建設に必要な海上の治安に對しましては、十分國民の安心を願ふだけの施設をとつていききたい、かように存じてゐる次第であります。

○坂東委員 長官 それでは次に消防法案起草に關する件を議題に供します。これにつきましては御承知の通り大體審議は終末に近づきまして、字句の修正等を、委員長一任になつております。委員長は各方面の關係、他の法律との關係等を調べて、大體字句の修正ができましたので、ただいまその全文を讀みまして、さうしてその中の字句の重要な点を四、五點御説明申し上げます。

○吉田説明員 消防法案の全文の朗讀

いたします。

消防法案

消防法目次

第一章 総則

第二章 火災の予防

第三章 危険物

第四章 消防の設備

第五章 火災の警戒

第六章 消防の活動

第七章 火災の調査

第八章 雑則

第九章 罰則

附則

消防法

第一章 総則

第一條 この法律は、火災を予防し、

警戒し及び鎮圧し、國民の生命、身

体及び財産を火災から保護すると

ともに、水災又は地震等の災害

に因る被害を軽減し、もつて安寧

秩序を保持し、社会公共の福祉の

増進に資することを目的とする。

第二條 この法律の用語は左の例に

よる。

防火対象物とは、山林又は舟車、

船きよ若しくはふ頭に繋留された

船舶、建築物その他の工作物若し

くはこれらに属する物をいう。

消防対象物とは、山林又は舟車、

船きよ若しくはふ頭に繋留された

船舶、建築物その他の工作物若し

他の工作物又は物件をいう。

関係者とは、防火対象物又は消

防対象物の所有者、管理者又は占

有者をいう。

関係のある場所とは、防火対象

物又は消防対象物のある場所をい

ふ。舟車とは、船舶安全法第二條

第一項の規定を適用しない船舶、

端舟、はしけ、被曳船その他の舟

及び車輛をいう。

危険物とは、別表に掲げる発火

性又は引火性物品をいう。

消防隊とは、消防器具を装備し

た消防吏員又は消防団員の一隊を

いう。

第三章 火災の予防

第三條 消防長（消防長を置かない

市町村においては市町村長をい

ふ。以下同じ。）又は消防署長は、

屋外において火災の予防に危険で

あると認めらるる行為者又は消防の活

動に支障になると認めらるる物件の所

有者、管理者又は占有者若しくは

有する者に対して、左の各号に掲

げる必要な措置をとるべきことを

命ずることが得る。

一 火遊び、喫煙、たき火の禁止

若しくは制限又はたき火の場合

の消火準備

二 焚火、取灰又は火粉の始末

三 放置せられた危険物その他の

燃焼の虞のある物件の処理

四 みだりに存置又は放置せられ

た物件の整理、移動又は撤去

第四條 消防長又は消防署長は、火

災予防のために必要があるとき

は、関係者に対して資料の提出を

命じ、又は当該消防隊員にあらゆ

る仕事場、工場又は公衆の出入の

他する場所その関係のある場所に

立ち入つて、防火対象物の位置、

構造、設備及び管理の状況を検査

させることができる。但し、個人

の住居は、関係者の承諾がなければ

立ち入らせなければならない。

前項の規定による立入及び検査

は、左の各号に定める区分に従い

当該各号に定める時間内に行わな

ければならない。但し、山林に立

ち入つて検査する場合及び当該き

舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留さ

れた船舶又は建築物その他の工作

物の関係者の同意を得た場合は、

この限りでない。

一 興行場、百貨店、旅館、飲食

店その他公衆の出入する場所

市町村条例の指定するものにつ

いてはその場所の公開時間内。

二 工場、事業場その他多数の者

の勤務する場所市町村条例の

指定するものについては、その

場所の就業時間内。

三 前二号に規定する以外の場所

（個人の住居は関係者の承諾を

得なければならない。）について

は、日出から日没までの時間。

但し、特に緊急の必要がある場

合又は四十八時間以前にその旨

をその場所に在る舟車、船きよ

若しくはふ頭に繋留された船舶

又は建築物その他の工作物の関

係者に通告した場合には、

消防隊員は、第一項の規定によ

り関係のある場所に立ち入る場合

においては、市町村長の定める証

票を関係者に示さなければならな

い。

職員は、第一項の規定により関

係消防のある場所に立ち入る場合

においては、関係者の業務を妨害

してはならない。

消防隊員は、第一項の規定によ

り関係のある場所に立ち入つて検

査を行つた場合に知り得た関係者

の秘密をみだりに他に漏らしては

ならない。

第五條 消防長又は消防署長は、防

火対象物の位置、構造、設備又は管

理の状況について火災の予防上必

要があるとき、人命に危険である

と認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

あると認めらるる場合は、人命に危険で

て延焼の虞があると認めらるるものについて、また同様とする。

消防長又は消防署長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、収用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時價により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。消防吏員又は消防職員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第三十條 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長又は消防署長は、用水路の水門、閘門又は水道の制水弁の開閉を行うことができる。消防長又は消防署長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

第七章 火災の調査
第三十一條 消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめなければならない。但し、國家消防廳において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに従わなければならない。

第三十二條 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第三十三條 消防長又は消防署長及び關係保險会社の認めたる代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破損された財産を調査することができる。

第三十四條 消防長又は消防署長は、前條の規定により調査をするために必要があるときは、關係者に対して必要な資料の提出を命じ、又は当該消防職員に關係のある場合に立ち入つて、火災により破損され又は破損された財産の状況を検査させることができる。

第四條第一項但書及び第二項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
第三十五條 放火又は失火の疑いのあるときは、その調査の主たる責任者は消防長又は消防署長とする。前項の規定は警察官又は警察吏員が犯罪放火犯を含むを捜査し、犯人（放火犯人を含む）を逮捕する責任を担はしめない。放火及び失火の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互いに協力しなければならない。

第八章 雜則
第三十六條 第十八條第二項、第二十二條及び第二十四條乃至第二十九條の規定は、水災その他の災害に關してこれを準用する。
第三十七條 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市

町村長又は市町村條例とあるのは、夫とこれを都、都知事又は都條例と読み替へるものとする。

第九章 罰則
第三十八條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する望煙又は警鐘台を損壞し、又は撤去した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第三十九條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壞し、又は撤去した者は、これを五年以下の懲役に処する。これを五年以下の懲役に処する者は、これを二年以下の懲役又は五円以下の罰金に処する。

第四十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は五円以下の罰金に処する。
前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正條がある場合にこれを適用しない。

一 第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者
二 消防職員が、消火活動又は水災その他の災害の警戒防禦及び救護に従事するにあたり、その行為を妨害した者
三 第二十五條（第三十六條において準用する場合を含む）又は第二十九條第四項（第三十六條において準用する場合を含む）の規定により消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事する者に対し、その行為を妨害した者

前項の罪を犯し、因つて人を死傷に至らしめた者は、本法又は刑法により、重きに從つて処断する。
第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。
第五條の規定による命令に違反した者

一 第十條第一項又は第二項の規定に違反した者
二 第十五條の規定に違反した者
三 第二十二條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は一万二千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。
第十條第三項 第十一條又は第十二條第一項の規定に違反した者
第十三條第一項の規定に違反して取扱主任者を定めないうて事業を行つた者
第十三條第二項の規定に違反して市町村條例で定める資格を具えない者を取扱主任者に定めた者

第十三條第二項の規定による取扱主任者の資格を詐稱した者
第十三條第三項の規定に違反した者
第十四條第一項の規定に違反した者
第十四條第二項の規定に違反して所屬の映写技術者を定めないうて事業を行つた者

第十四條第三項 第十六條の規定による市町村條例に、これに違反した者に対し、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金を併科することができ、前項の規定を設けることができる。
第十四條四 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第三條の規定による命令に従わなかつた者
二 第四條又は第三十四條の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は故なく第四條又は第三十四條の規定による消防職員の入入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三 第十三條第一項又は第十四條第二項の規定による届出を怠つた者
四 第十八條第一項の、規定に違反し、みだりに火災報知機、消火栓消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望煙若しくは警鐘台を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
五 第十八條第二項の規定に違反した者
六 第二十一條の規定による届出をしないて消防水利を使用不能の状態に置いた者
七 第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者
八 故なく消防署又は第二十四條（第三十六條において準用する市町村長）の指定した場合に火災発生の際の通報をした者
九 第二十八條第一項（第三十六條において準用する場合を含む）の規定による退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者
十 第三十三條の規定による火災後の被害状況の調査を拒んだ者
第四十五條 事業主は、その代理者、同居者、雇人その他の従業者がその業務に關し、第十條第一項乃

第四十六條 この法律又は第十六條の規定による市町村條例により、事業主に適用すべき罰則は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人にこれを適用する。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第四十七條 この法律は昭和二十三年八月一日からこれを施行する。

第四十八條 この法律により許可を受け、又は開田をなさなければならぬ事項で、この法律施行前に警視廳令又は逋道府縣令により許可又は認可を受ふ、又は開田とな

し、その後事情の変更しないものについては、これをこの法律により当該許可又は認可を受け、又は当該届出をなしたものとみなす。

[illegible]

第三類 金屬カリウム 金屬ナトリウム マグネシウム粉 過酸化物 カーバイド りん化合物 金屬灰 石灰	第四類 二硫化炭素 コロジオン 第一種石油 ソルベントナフサ ベンゼン アセトン メチルエチルケトン アルコール類 おく酸エステル類 キシロール 第二種石油 テレピン油 樟腦油 松根油 タール油 第三種油脂 動物油 セルロース類 芳香系列の硝化物	第五類 ニトロセルロース セルロイド類 芳香系列の硝化物	第六類 発煙硝酸 無水硫酸 水硫酸
--	---	--	---

備考

二 石油とは、原油、原油分留及び分解製品並びに天然ガスの分離製品で常溫で液状をなすものをいう。(頁岩油、石炭液化油)「タール類」分留油その他これに類する油類を含む。「ブーベルペンスキ」又は「ペンスキールテンス」引火点測定器を用いて七六〇ミリメートルの氣圧において引火点が摄氏二十一度未満のもの第一種石油。

二十一 一度以上七十度未満のものを第二種石油、七十度以上のものを第三種石油という。

二 セルロイドとは、セルロイド

素地、厨、加工品及びフィルムをいう。

三 アルコール類にはエチール、メタノール、ブタノール及び麥性アルコールを含む。

四 マグネシウム粉には写真撮影
その他の用に供する閃光粉を含
む。

五 アルコール又はベンゾールを主剤とした塗料稀薄剤は、アルコール又はベンゾールとみなす。

○吉田説明員 消防法案の條文についての主な点を御報告申し上げます。消防法案の條文整理につきまして、さきに今月十一日、本委員会委員長から中間報告申し上げましたが、本日はこれを最初に御報告申し上げます。

本法案偷文竄竄にあたりましては、主として本院法政部の意見を基礎といたしまして整理いたしました。原案の意味を改竄することなく適體を選択する程度に止めたのであります。條文全体から申し上げますと、消防長の證書を各條項中に挿入いたしましたして、こ

の三十八條は削除となり、本文第四十七條が第四十六條となりました。附則二條及び別表はそのままとなつたのであります。

次に本案中、各方面から非公式に多數の提言がありました。その筋の了解を得て二、三取入れたもののはかは條文字句整理の圈外となりますので、

しばらく保留することとしたのであります。

次に條文について整理のおもなものをあげますと、總則第二條中「関係者

とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう」といなしまして、一々目的物を列擧するこ

となく、これで目的物全部を網羅させたのであります。「関係のある場合」と

はこれも前と同様であります。

第四條は目的物を列挙する代りに定義を用いました、文章を簡潔にいたし

第五條も大体右と同様な方法にしたのであります。

第六條から二十五條までは字句の補足修正の程度であります。

第二十六條は文句を補足いたしましたし

て、五行時、一時速は五十五キロメートル」とありますのを、當該廳及びその筋の了解をも得まして、「時速は六十キロメートル」といたしたてであります。

第二十七條から二十九條までは字句の補填及び轉置等であります。

第三十一條は、第五行目に「協力」の一語を挿入いたしましたして、國家消防

たしまして、條文全体を整理いたしましたのであります。

この三十一條、第三十五條については法務廳からさきに意見を申し出た点であります。

第三十八條は、消防組織法によつてその管轄は実際運営の上から、また市町村條例等できまるので、脱替え條項を削除いたしましたして、以下條文を繰上

第三十八條以下の罰則は、各條項を通じて原案には「懲役及び罰金を併科する。」とありましたものを「前項の罪

を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができるといたしたのであります。

第四十條第一号の消防車の通過を妨

害した者に対する罰則に「故意に」を挿入いたしました結果、裁判官の判定により故意でない場合は一般交通法取締規則の罰則を適用されることとなるのであります。

大体以上が整理の要点であります
が、詳細な点は整理案文について御了
承をお願いいたしますのであります。
○坂東委員長 この消防法案は昨年会
期切迫のために参議院で審議未了とな
っておりますが、第二回会におきま

しては、皆さんの御盡力で十分に検討を加えまして、また関係方面の意見も徴し、あるいは法務廳その他の意見を徴しまして、最後には小委員長の報

背がありまして、一部の修正は委員長
 一任となりました結果、ただいま申し
 上げましたような字句を加除してでき
 たのでありますが、これはいかがいた

しましうか。
○川橋委員 この際御決定をお願いし
たいと思います。
○坂東委員長 それではこの案に御意

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○坂東委員長　それでは原案通り異議
ないものと認めます。

○坂東委員長 次の日程は地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一号）であります。案はこれについて政府側の説明はお聴きの通りで

あります。その時分に委員側から二三質問がありました。その質問は建設的のもの、すなわちある項を附け加える、というような意味でありましたの

て、それに關して、実は私が總理廳の自治課長の鈴木俊一君その他二名と一緒に参りまして、關係方面の意見を徴したのであります。この点について一

緒に行きました鈴木君から内容をちよつとお話し願います。——速記中止。

〔速記中止〕

○坂東委員長 速記を始めて——それは暫時休憩いたします。

午後三時七分休憩

午後三時四十一分開議

○坂東委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。ただいま開会前に六大都市の代表からの陳情がありまして、それはすなわち出先官廳廃止に関する件であります。当委員会は去る三月下旬、出先官廳の廃止に関する議決をいたしました。それを議長、総務大臣並びに関係方面に提出しております。それらのことに基きまして、政府は行政調査部において検討を加えましたが、あまり進行しませんので、その係の國務大臣の船田君に出席を願ひまして、懇話いたしましたところ、今、政府はわが委員会の議決を尊重いたしましたので、一生懸命実現のために努力している、こういう経過であります。

○坂東委員長 この際お語りいたすことがあります。それは先般来中島茂喜君が当委員を辞任され、また川橋豊治郎君が理事を辞任されたので、その補欠を選任したいと思ひます。が、お語りいたします。

○松野委員 補欠の選任は、委員長において御選定あらんことを希望いたします。

○坂東委員長 松野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは異議ないものと認めまして、坂口主税君と千賀康治君とを理事に選定いたします。御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは異議ないものと認めます。

○坂東委員長 なお、お語りする事項がございます。それは警察法実施以來、神戸並びに浜松等において事件が起りました結果、本委員会におきましても各方面に調査を参りました結果、現在の警察法その他警察制度に關しまして相当再検討を加える必要があるという意味から、警察制度改革に關する小委員会を設けたいという動議を私は提出いたします。なおまた地方財政に關して、これまた地方の現狀に鑑みましてどうしても早く建直さなければならぬのでありますから、これに關しまして地方財政制度改革に關する小委員会を設けたいと思ひます。いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 御異議ないものと認めます。そういたしますれば、委員並びに委員長を選定方法及びその数を諮りいたします。

○笠原委員 今の御提案はまことに結構だと思ひますが、この小委員長と小委員は、小委員の数は前者を十四名後者を十三名として、その指名は委員長に御一任したいと思ひます。

○坂東委員長 御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 御異議ないものと認めます。それは指名いたします。

警察制度改革に關する小委員。

小委員三郎君 坂口 主税君
高岡 忠弘君 中垣 國男君
菊池 重作君 久保田鶴松君
矢後 嘉誠君 大石ヨシエ君

小枝 一雄君 坂田 道太君
松浦 榮君 佐藤 通吉君
大澤嘉平治君 大内 一郎君

その中で、小委員長は小枝三郎君にお願いいたします。

なおまた地方財政制度改革に關する小委員会でありまして、

松澤 兼人君 高橋 長治君
坂口 主税君 高岡 忠弘君
矢尾三三郎君 門司 亮君
笠原 貞造君 川島登次郎君
酒井 俊雄君 千賀 康治君
大村 清一君 松野 順三君
中島 守利君

以上の中、小委員長には松澤兼人君を指名いたします。

以上御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 それでは日程に入りまして、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして審議を開始いたします。

○松野委員 本日はこちらにて散会せられんことを望みます。

○坂東委員長 ただいまの散会の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは次会は次の本曜日、すなはち二十日に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします、午後三時四十六分散会

一、議案の要旨及び目的

本議案の要旨は、二つある。その第一は、地方自治法第五十六條第五項の中に「航行施設、氣象署、水路官署とあるのを氣象官署、海上保安廳の基地施設、通信施設、航路標識及び水路官署」と改めようとするものである。元來地方自治法第五十六條第五項の規定は、同項の中に掲げてある諸施設は、同條第四項の規定による國の地方行政機關のように、その設置に關しては、國の承認を経なくともよいのであるから、今回これらの諸施設の中へ海上保安廳の基地施設、通信施設、航路標識を加えようとするのは、これらの諸施設が、行政權に基く監督的の機能をもつものである。海上保安業務を行ふ現場業務をなすものである。他の病院、鉄道、監視所等と並んで、例外として、その設置変更の点に弾力性をつけようとするがためである。

本議案要旨の第二点は、ボツダ宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く第二復員局及び地方復員局に対する措置に關する政令中、第五項から第七項までを削除せんとするものである。これはこの政令によつて、掃海及び旧海軍艦船の保管に關する事務は、運輸大臣管理の下に、運輸省海運總局及び海運局の所管に屬してしたのであるが、先般海上保安廳法の制定により、これらの事務は、海上保安廳の所掌となつたので、これに吸収せしめるために、本法律案に第二條を設けて、この政令の

第五項から第七項までを廢ること

に致したのである。

二、本案の可決理由
海上保安廳法の制定に伴ひ、地方自治法及び昭和二十二年政令第三百二十五号の一部を調整する必要があると認め、本案を可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十三年五月二十四日
治安及び地方 制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長松岡駒吉殿